

平成 26 年 網走市議会
総 務 文 教 委 員 会 会 議 録
平成 26 年 9 月 26 日（金曜日）

○日時 平成26年 9 月 26 日 午後 1 時00分開会

○場所 委員会室

○議件

1. 議案第10号 網走市民健康プール条例制定について
2. その他

○出席委員（6名）

委 員 長	平 賀 貴 幸
副 委 員 長	井 戸 達 也
委 員	飯 田 敏 勝
	近 藤 憲 治
	高 橋 政 行
	七 夕 和 繁

○欠席委員（0名）

○委員外議員（2名）

議 長	小田部 善 治
副 議 長	山 田 庫司郎

○傍聴議員（5名）

金 兵 智 則
佐々木 玲 子
古 都 宣 裕
松 浦 敏 司
渡 部 眞 美

○説明者

副 市 長	大 澤 慶 逸
-------	---------

教 育 長	木目澤 一 三
社会教育部長	後 藤 伸 次
スポーツ課長	岩 本 博 隆

○事務局職員

事 務 局 長	佐 藤 明
次 長	吉 田 正 史
総務議事係長	岩 尾 弘 敏
係	田 中 康 平

○平賀貴幸委員長 それでは時間になりましたので、ただいまより総務文教委員会を開会いたします。

本日の委員会ですが、議案 1 件について審査をいたします。

○後藤伸次社会教育部長 条例の御審査をいただく前に、前回19日の本委員会での答弁の中で訂正がございますので、申しわけございませんがお時間をいただき説明させていただきます。

前回近藤委員からスポーツ基本法の理念について、条例の第 1 条に盛り込まなかった理由についての御質問があり、スポーツ課長から御答弁を申し上げましたが、今回制定する網走市民健康プール条例につきましては、スポーツ基本法などの法令に基づいて設定するものではなく、あくまでも施設の設置条例という位置づけでございます。

スポーツ基本法における理念、目的につきましては、実際にプールを運用していく中で図っていきたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○平賀貴幸委員長 その説明も受けて審査をしていただきたいと思います。その説明も受けて審査をしていただきたいと思います。その説明も受けて審査をしていただきたいと思います。

追加説明等は特にないですね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

それでは、審査に入りたいと思います。

○飯田敏勝委員 今社会教育部長の答弁にありました市民健康プール条例案ですので、案の中の設置、網走市の場合は体育施設条例というものがあって、その中で総合体育館だとか、さまざまな体育施設の条例ということで、設置ということはそれはそれで間違っていないのですけれど、前の審査の時に近藤議員が言ったのは、スポーツ基本法、これは前の課長の説明にありまして、東京オリンピックの開催を契機に国民スポーツということを念頭にスポーツ基本法が制定されまして、その時代背景が違って、新たに平成23年にスポーツ基本法ができました。

午後 1 時00分開会

その中に、今1時ちょっと前までに水泳関係者とか、利用者、利用団体、協会の方々と懇談した中でも、資料をつくってもらったのですけれど、そういう中に書いてあることをこの設置という中に、第1条で何のために設置するのかという目的を書いていますので、スポーツ基本法に今部長が答弁したことが入っていて設置するということであって、第1条がそういうような趣旨が入っていれば、次に第2条以下がずっとつながってくるので、その辺の精神が入っているということで、まず理解してよろしいのですか。

○後藤伸次社会教育部長 スポーツ基本法というのはありますけれど、スポーツ全体のことを指してその振興を図っていくというもので、その法律の中に条例にうたわなければならないという決めとかもございませんし、そういうスポーツ振興を図るという、今回健康プールということで健康の増進もありますけれど、こういうことは念頭に置きながら進めていきたいと考えております。

○飯田敏勝委員 スポーツ基本法を読みますと、前文がありまして、第1条があって、第2条の基本理念があって、第3条に国の責務、第4条に地方公共団体の責務というのがあります。

地方公共団体は基本理念にのっとってスポーツに関する施策に関して、国との連携を図りつつ自主的かつ主体的にその地域の特性においた施策を策定し及び実施する責務を有するということから、私は近藤委員がそういうことも酌んでこういうことを言ったと思うのです。

特にほかの都市のプールの条例を見ていると、この近辺はほとんど設置になっています。設置目的と書いてあるところもあります。そういうことからすると、やはり責務としてあるということだと思うのですけれど、その辺はいかがですか。

○後藤伸次社会教育部長 スポーツ基本法の中でそういうことがうたわれておりまして、その法律をもとに運営の中で図っていきたいというものでございます。

○飯田敏勝委員 それであるならば、以下私はスポーツ基本法にのっとった中で、基本理念ということからいろいろやっていきたいと思います。

その中で、生涯にわたるスポーツ、2番目に青少年のスポーツの推進、3番目に身近に親しむ地域スポーツの推進、4番目に心身の健康保持、安全確保とあって、5番目に初めて障がい者が自主的にかつ

積極的にスポーツを行うことができると入ったので、スポーツ基本法では障がい者スポーツを初めてしっかりと位置づけ、普通の健常者と同じように位置づけして、所管官庁も文部科学省下に一元化したのです。

今まで障がい者スポーツの場合は厚生労働省管轄になって、二元的な政策なり予算なりをつけていたのが、障がい者スポーツはそういう形になった。

これはオリンピックをある程度意識した形になって、オリンピックが開かれた後にパラリンピックが開かれるということから、画期的だということだったのです。

そういうことの8項目が入っているので、それをこの条例の中に生かしてほしいということで、先日近藤委員が言ったと思います。

だからそういうことからいくと、この条例の中にはそういうスポーツ基本法で公共団体としての責務がある程度入った精神のものに、そういう気持ちでつくったと私は思うのですけれど、その辺はいかがですか。

○岩本博隆スポーツ課長 今おっしゃるとおりで、条例の中には直接そういう部分がないのですけれども、スポーツ基本法の中には優秀な選手の育成等ということで、地方公共団体は競技スポーツの向上に効果的な施設整備をしなくてはいけないということがあります。

今回も従来から皆さんにお諮りしているとおり、大会目的、競技目的のタッチ板ですとか、スタート台につきましても最新式の斜めになって足をかけるところがさらにあるというようなものも競技向上のために用意しておりますので、条文の中にそういう細かいことは行っておりませんが、今まで建設の中にもそういうことを入れておりますし、さらに部長が言いましたとおり、これから運用の中にも今言われたことを十分反映しながら、進めてまいりたいと思っております。

○飯田敏勝委員 お互いそういう気持ちの中で議論してまいりたいと思います。

特に今回網走のプール、非常に建設段階から急いで、急いでというか建築年月日が決められているものですから、来年の3月31日まで完成していなければならないし、その後すぐ運用しなければならないと。

建設段階でもかなりせっぱ詰まって協議しました。

提示されたものをかなり変更に変更を重ねまして、最終的な案になって今建設されているのですけど、この条例がきょうなりその後できたにしても、やはり利用団体なり利用者が主体となるような条例にならなければだめだと私は思うのです。

特に今までのプールと違って、健康増進、健康プールということが入っているものですから、その辺を意識しながら議論します。

やはり利用者の方々も大きく注目しているのは指定管理者ということで、説明を私たちも受けました。

指定管理者の位置づけということなのですが、指定管理者は教育委員会によって決定されまして、全ての現場の管理運営の責任を負うのです。

第3条から第4条にかけまして、指定管理者を指定して指定管理者が行う業務とあります。その中で、この条例の中で一つ欠けているのが、平成18年に埼玉県富士見市でプールの事故がありました。その事故の中で全国的に非常に問題になりました。その反省をもとに、文部科学省では安全標準指針を出しました。それから、厚生労働省は衛生的な面からの基準の指針を出しました。

それがこの第4条の中に入っているのですが、安全対策という面で。これはほかのところを調べますと、入れているところと入っていないところがあります。そういうことを意識してこの第4条はつくったのか、まずお伺いしたいと思います。

○岩本博隆スポーツ課長 今御指摘がありましたように、平成19年の3月に文科省、国土交通省の連名で安全標準の指針というのが出ております。

当然プールというのは安全と衛生面というのが第一に来るところですので、そこも先ほどと同じになるのですが、これからの指定管理の運用の中でその辺は当然基準があるものですから述べていきたいと。

安全の指針につきましても、水を循環するときの吸い込みの部分の安全性を図ると。1ヵ所であれば吸いついての事故があると。それから、先ほど委員が申しました埼玉の事故というのも水を吸い込むところの事故と。その安全を十分図りなさいということと、さらにそういうものをチェックシートで定期的にチェックをなさないと、それから指導員等をつけなさいというものが主なものというふうに記憶しておりますので、その辺については繰り返しますが、運用のほうで十分安全性を図りたいとい

うふうに思っております。

○飯田敏勝委員 このプールの安全標準指針を見ますと、かなり細かく書いているのです。

プールの安全利用のための施設基準、プール全体というところを見ますと、救命具からプールサイド、通路、それから監視室、救護室、医務室、それから放送設備、看板、標記類と書いてあります。

かなりしっかりとした配置がなされていないと通らないというようなことです。

これが守られて初めて指定管理者が安全対策をとるということをこの条例の中に盛り込んで、初めて管理者がわかるシステムというのがとられると思うのですが、そういうものをこの中に今後どういう形で入れていくということになりますか。

○岩本博隆スポーツ課長 先ほども申しました運用の中で、点検をするですとか、それからプールサイドにつきましても大きな事故につながる可能性があるのが、常に水がたまるようなところでぬめりがでて滑って転ぶというようなこともありますし、監視につきましても今の段階でも資格を有している者がおりまして、その人を中心としてきちんとした監視体制を整えておりますので、今またさらにプールが140センチと深くなるということもありまして、それはオープン前の事前の訓練等でそれぞれ能力をつけられるようにというふうに思っておりますので、今委員がおっしゃったことは今言ったようなことで、運用の中でやっていきたいというふうに思っております。

○飯田敏勝委員 実際こういう条例がもとになりまして、条例があつて、施行規則があつて、基準なり要綱なりという形で出されます。

条例というのは、いわゆる国の法律でいうなら憲法みたいなものであつて、そこから派生して施行規則が出て要綱が出てという形になると思いますので、この条例をしっかりしたもの、今完全につくなくてもつくっていくようなことになると思います。

それでいくなれば、第4条の中では先ほど団体なり利用者の方とやりました根室の温水プールの管理業務、仕様マニュアルというものがあるのですが、いわゆる仕様書というのを契約の中でとると思うのですが、そういう中で次に掲げる業務のほかに安全対策ということでしっかりと入るということとで理解してよろしいのですか。

○岩本博隆スポーツ課長 今言われたような形で、

しっかりと安全対策については仕様書で設けるといふふうに考えております。

○飯田敏勝委員 指定管理の業務はそういうことなのでですけど、指定管理はその後の条例の中で全て出てきます。

特に市民の方の、私も協会の方とか少年団だとかサークル、それから障がい者グループの方の御意見を聞きました。

そうすると、一つに今回の条例をつくるときに、やはり問題は使いやすいプール、使いやすいプールということは建物ではなしに、条例上安全しかり、それから今言った管理運営しかり、それから料金もしかりです。

そういう場合に指定管理者を指定するとしたら、どのぐらいの予算で、どのぐらいの維持管理運営費がかかって、そこから料金なり維持管理費が出てくるのですけれど、そういうものをしっかりと想定した中でつくられたのか、その辺をまずお聞きしたいと思います。

○岩本博隆スポーツ課長 この料金の今提出させていただいた金額につきまして、今おっしゃったように全体の経費がいくらかかるのか、それに対して前回副市長からも説明があったように、本来であれば半分を利用料で賄いたいと、ただそれをやると2千数百円になってしまうということでそこはかなり難しいであろうと、現在の料金から20%アップの価格を提示させていただいたと。

今委員がおっしゃったように、新しいプールが幾ら年間運営費がかかるのかということで、6,000万円強、1年間の運営費がかかるというふうに見込んでおります。

○飯田敏勝委員 これは6,000万円強というのは指定管理に委託料、全部を含んだものですか。

それとも体育館である程度違うものを別に見ておいて、いわゆるソフト事業なども含まない中なのか、その辺の内訳をお知らせください。

○岩本博隆スポーツ課長 6,000万円強というのは全部を見込んだ額です。

それから収入、自主事業の収入もあるというふうに見込んでおりますので、それを差し引いた額の委託料をお出しするという考えで、全体にかかる経費が、繰り返しになりますが6,000万円強というふうに見込んでおります。

○飯田敏勝委員 本来であれば、これに年間想定利用者数と収入を明示するべきだと思います。

それはどうなっていますか。

○岩本博隆スポーツ課長 見込みでありますけれど、年間の収入というものを700万円ほどというふうに試算をしております。

利用人数でありますけれど、700万円というのは、収入を見込む場合にあまり多く見込むといろいろありますので、目標数値としてはプール側で4万人弱の利用を見込んでおります。

さらに今回、多目的ルームができますので、そこで9,000人ほどの利用を見込んでおまして、目標としては先ほど言った700万円よりも高い数字になるのですが、収入をある程度着実なものという形で、収入が700万円ほどというふうに見込んでおります。

○飯田敏勝委員 言ってみれば委託料の1割ちょっとということですか。

4万9,000人という、従来の2倍まではいかないということですか。

網走のプールはできたときに450円、非常に全道的に高いと言われたプールです。

そのときにお隣の北見では200円という形から始まって現在は400円。それでいきますと400円が基準なら、北見はずっと上がってきまして200円が400円になったと。

網走は前回の使用料、それから手数料の見直しのときにプールは該当にならなかったのです。

ずっと高くて、結果的にそのときに全部の施設が上がったのですけれど、そのときに1.2倍という掛け方をして、この間副市長とも議論しましたけれど、470円に1.2を掛けて560円というような個人負担になりました。

私は何で560円と言ったかということ、この560円が全部基本になって回数券、それから定期券、それから何カ月券だとか、年間券だとかになるので、この料金が一番問題となります。

この1.2を掛けたのは、50%程度のコスト回収なのですけれど、それでは大変なので20%程度を掛けたというのですけれど、この20%を掛けるとどの程度、700万円のうちどのぐらいの料金になると試算しましたか。700万円の収入をみていますよね。

そのうち1.2を掛けたやつですよ、含んでいますよね。0.2引いたらどのぐらい減収になるというふうな試算はしていないのですか。

○岩本博隆スポーツ課長 今回、新設に10回分の料金で13回使えるという回数券というのでも提示をさせ

ていただいております。

シーズン券につきましては今で8カ月のものがあります。それは本当はあと4カ月プラスして1.5倍してから20%を加えるというのが本来だとは思いますが、そこをどんどん使っていただきましょうという考えで、もともとの8カ月の金額に20%を加えた額というもので2万5,000円ということで提示をさせていただいております。

全体が20%上がったというわけではなく、1.5倍、4カ月分プラスしないでの定期券の見込みも出しておりますし、13回券も出しておりますので、実際は20%のものではなく10%ぐらい減の630万円ぐらいになろうかと思えます。

○飯田敏勝委員 そのときに、630万円というと700万円からだったら70万円程度で、普通使う利用者としてはそれより70万円程度安く健康をしっかりと維持できるのと、それから安くすることによって利用者がふえるかもしれないということも考えたとは思いますが、その辺はいかがですか。

○岩本博隆スポーツ課長 料金は安ければ人がふえるということも論議の中ではありました。

先ほども少し触れましたけれど、健康になっていただくにはどんどん継続をして使っていただいて、定期的に使っていただいて健康が保てるという部分では定期券というものを、繰り返しになります。安く設定して、それを大いに使っていただきましょうという考えです。

今のプールの定期券の購入者は8カ月間、今年は7カ月なのですが、平成25年度は8カ月です。それを1年に換算すると1人当たり125回使う形になります。かなり利用の回数というのは多いということで、我々の目的に沿った形での利用になっているかと思えます。

2万5,000円で125回使うと1回当たり200円ということになりますので、そういう継続して使う方、健康になっていただきたい方のために、定期券などを安くしたということになっております。

○飯田敏勝委員 それはそれでわかります。

わかるのですが、先ほども水泳の利用者の方、それから団体の方と打ち合わせしたときに、料金によって利用者が1回券、プールを利用してみたいなど、それからプール関係者ではなくて水泳をやったことのない方がプールの印象として1回目の料金の印象が今より高いとなったときに、下げて総体の料金が入りやすい料金にしたらそのほうが増加す

るのではないかという意見も、私はごもっともだと思うのです。

今課長が言った回数券なり年間券、それはそれとして私はいろいろ考えたと思います。

1回券で今まで利用したことのない人が入ってそれで継続して、これは水泳はすばらしいと。

回数券なり年間券にいくという導入としての1回の料金というものの印象は、私はなるほどと思ったのです。その辺のものはいろいろ考えたと思うのです。そういうことも料金設定のときには考えるべきだと思います。

さらにこの料金を見ますと、一般、高校、中学となっています。先ほどから利用団体のことを取り上げますと、大学生の、ここは農大生がおります。相当な数です。

今農大の方も、農大の水泳サークルができたとか、それから農大の野球部が冬季間の練習として使いたいという希望もあるということになったときに、大学生として18歳からですので、特別仕送りを受けたとかさまざまな経済的な困難もあるのですが、そういうことはこれを設定するときには考えなかったのですか。

○岩本博隆スポーツ課長 大学生の料金についてでありますけれど、これはプールのみならずスポーツ課が所管している施設、それからほかにコミュニティセンターを含めた施設というものの、一律大学生は一般料金という形になっております。

今委員がおっしゃったように、学生をもう少し軽減したらということだったのですが、これはプールだけに当てはまることではなくて、全体で考えなければいけないことだということになりまして、今までに倣ったとおり一般料金でということで提示をさせていただいたところであります。

○飯田敏勝委員 その辺はやはりもっともって大学生なり関係者の意見を聞くべきだと思うのです。

聞いてこそ初めて実態がわかって、一般と同じでない所得の状況とか、結果的に年間券を買うにしても大学生としては相当の負担になるだとかといったことも浮かび上がってくるでしょうし、そこはやはりしっかりと認識するためにも今後しっかりと状況なり意見を聞くべきだと思います。

それともう一つの面で、このプールの利用料金で1回券があります。ほかのプールを見ると、時間制をとったり、それから午前、午後、夜間とかそういうのをとったりしているところもあるのですけれど

ど、そういうところのことも考えなかったのですか。

○岩本博隆スポーツ課長 料金設定につきましては、あらゆる考えを出して最終的にこれに落ちついたということになっています。

時間券についてということで深い論議をしていないのですけれど、そのことも視野に入れて当初は考えて、最終的に関係部署が集まって論議をして、今提示しているものに落ちついたということになっております。

○飯田敏勝委員 ということは今後考える余地というのですか、このままでもしスタートしたにしても今後考えていくことの余地もあるということですよ。

○岩本博隆スポーツ課長 そういったベースになるのは今御提示をしているものという考えであります。

それから、料金を変えるということになりましたら、またこのようにお諮りして条例で決めるものですので、これをベースにして考えていきたいというふうに考えております。

○飯田敏勝委員 あとはいろいろあるのですけれど、もう一つの柱は水泳の競技力向上で、水泳の普及のほかに健康増進というようなことがあります。

健康増進の面からいくと、役所の中でさまざまな連携、保健センターが健康増進の面を主に持っています。

福祉の関係でも介護予防という面もあります。

そういう面から、そういうところの意見を徴しながら料金の設定の中に生かしていったのかどうか、その辺はいかがですか。

○岩本博隆スポーツ課長 今回お示ししているのはあくまでもベースになる料金だということを何回か申し上げておりますけれど、さらにこの下に規則がございます。規則の中には減免のことに触れております。

さらに基準を設けまして減免についてもうたっております。その中で今言われました福祉関係の部分というのにも触れておりますし、そこにつきましてはこの通常の料金ではなく軽減できる形でというふうに考えております。

○飯田敏勝委員 施行規則案と基準で考えるということなのですが、私はやはりそこは健康増進ということからすると、もっともっと積極的にその辺を前面に出してほしかったかなと思います。

もう一つは、健康増進ということですから、いわ

ゆる事業を予定していると思うのです。

スポーツ課がやる事業と、保健センターがやる事業と、それから指定管理者がやる事業とあると思うのですけれど、主にどういう場面でどのような形でやるかというのは、この料金設定を見ますといろいろ考えていると思うのですけれど、現在考えられているのはどのような事業ですか。

○岩本博隆スポーツ課長 まずスポーツ課所管の部分というのは基本泳法というふうに考えております。

高齢者を対象にしたもの、女性を対象にしたもの、それから一般の方を対象にしたもの、さらに幼児を対象にしたもの、それから小学生の低学年、高学年というふうに分けてやりたいというふうに考えております。

1 コマを8回として1期のスクールという形で定期的に開催をしたいと。

参加料につきましては一応3,000円というふうに考えております。それは入館料も含めてということではありますが、3,000円のうちの800円につきましてはスポーツ安全保険であります。入館料を含めて2,200円が収入となり、スクールをやりたいというふうに考えております。

さらに健康管理課の部分でも、水中ウォーク、水中エクササイズ等の授業を全部で8教室ほど考えております。

それにつきましてもプールを使うものは同じく3,000円と。

さらに健康管理課で行う水を活用してという部分は4教室であります。

多目的ルームを活用してという部分は8教室ほど考えておりまして、多目的ルームを使った講座は半額の1,500円ということで、入館料も含んで、同じく保険料も含んでということで考えており、それは指定管理者のほうが中心に事業を行うと考えております。

○飯田敏勝委員 今の条例を見ますと、利用料の納入から始まりまして、指定管理者が別表に掲げる額の範囲内において指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。

それを受けて第11条で指定管理者が第9条2項の利用料金を減額または免除することができるとあります。

ということは、指定管理者が今の料金設定のままでもしやったら、何かの事業なり、それから

対象を決めたら下げられるということなのですよ
ね。

○岩本博隆スポーツ課長 先ほど述べました3,000
円のスクールにつきましても、まともに1回ずつ入
館料をいただければ5,440円の事業になるというふ
うに試算をしております。

それを、これは私どものほうで今案をつくってい
る段階ですけど、今委員がおっしゃった指定管理
者の裁量権の中で減額をして3,000円という形でや
ろうとするものです。

○飯田敏勝委員 指定管理者が考えれば、もっと下
げられると。その分を委託料で補填するというのが
基本なのですか。

それともう一つ考えられるのは、指定管理者が利
用者の要求を受けまして、自分たちの利益も若干減
ってもいいからもっと低額にするというようなのが
できると読み取ってもいいのですか。

○岩本博隆スポーツ課長 現在も指定管理でやって
いる中の料金の減額の例といたしましては、スキー
場の65歳以上の市民の方のシーズン券につきまして
10%減額という形で使っていただいております。

それも数年やっておりまして、状況を聞くと、例
えばの話ですが65歳以上の方が10人シーズン券を買
っていただけるものが、そういう減額したことによ
って10数人買っていただくことによって、結果的に
は収入減にならなくて補填というのにも必要がないと
いう形になっておりますし、スキー場は特殊なもの
でリフトで人を運んでもそんな大きな支出が出るも
のではありませんので、そのところはうまくいつ
ているかなと思いますので、それに類似するような
今回のプールのことが、減額するに当たっては教育
委員会と協議をした後ということになりますので、
利用者にも、それから指定管理者にもメリットがあ
るというものであれば、そういうものも取り入れて
いくという考えになろうかと思います。

○飯田敏勝委員 今の御答弁からいうと、今の料金
は固定しているけれど、指定管理者なりが教育委員
会と協議すればさまざまな方法が考えられることも
できるということですよ。

○岩本博隆スポーツ課長 さまざまという中ではあ
る程度条件がつくかと思います。

平等であったり、お互いにメリットがあるという
ことできちんと我々も理解をするし、一般的にも理
解をしていただけるという内容であれば今言ったよ
うな形で進めることができるというふうに考えており

ます。

○飯田敏勝委員 もう一つなのですが、先ほど
大学生はということを議論しました。

今後の課題なのですが、あとは中学生以下、
今は100円取って1.2を掛けまして120円になってい
ます。

スポーツ基本法の理念からいっても、それからほ
かの市といいましてもお隣の北見市なのですが、
中学生以下、それから高齢者、北見市の場合は
70歳になっているのですけれど、それから障がい者
の方というのは無料になっています。

そういうことからすると、私は中学生以下もそう
いうようなことに入るのではないかなと思うのです
けれど、中学生以下の場合はどのような考えで設定
したのでしょうか。

○岩本博隆スポーツ課長 今委員からもありました
とおり、従来100円のを20%上げて120円という
ことで提示をさせていただいております。

北見は特別安いのですけれど、大体ほかの町の例
からいきましても、120円よりも高いところもあれ
ば100円のところもあるということで、中学生以下
の料金につきましてはほかと比べてそう大きな差は
ないというふうに見ております。

○飯田敏勝委員 去年、全道都市問題会議がありま
して、水谷市長もパネラーとして参加されまして、
その中で武藤先生といいまして網走の保健センター
の事業にも協力をしている先生が、直接スポーツ基
本法とは言わなかったのですけれど、青少年、子ど
もたちの育成、それから高齢者、障がい者というこ
とでここをしっかりと、プールをつくるにしても、
その辺をターゲットにした形でさまざまな展開をし
なさいということからいうと、義務教育という範疇
の中でいうと、中学生もしっかりとその範疇の中に入
っていくということからすると、中学生の料金も
本来であれば無料ということを主張するのですけれ
ども、現在土曜日を各体育施設なりの中学生の使用
料を無料にしています。

そういうのを、現在のプールも適用になると思う
のですけれど、その枠を広げられないのかという
ことも少し念頭に入れておいてほしいのですけれ
ど、その辺はいかがなのですか。

○岩本博隆スポーツ課長 委員がおっしゃったとお
り、今中学生以下の市内の子どもに限ってでありま
すが、スポーツ課が所管しているものは全て土曜日
を無料開放にしております。

プールにつきましても、ことしであれば7カ月、例年であれば8カ月の土曜日を無料開放しております。

そこが今回4カ月延びるということで、無料の開放の日にちが当然多くなるということで、そこを利用していただきたいというのが一点、さらにプールのオープンの日、今度は通年でするのでこの日がオープンというのは初日しか当然ないわけですけど、今までのプールは通常であれば4月1日のオープンの日、5月5日のこどもの日、さらには体育の日ということで無料開放を行っております。

子どもの利用拡大というのもありますので、そういう無料開放の日というのを今後ふやせるかどうかということを検討してまいりたいとふうに思っております。

○飯田敏勝委員 やはり中学生という青少年の中でもこれから育成していかなければいけないという、その子どもたちがプールという形をとって、しっかりと成長していくということは非常に重要だと思うのです。

今課長が言いました土曜日のほかにさまざまな面で無料の日をとっているのですけれど、その枠の拡大を検討していくということで捉えてよろしいですね。

○岩本博隆スポーツ課長 おっしゃったとおりそんなに多い日にちにはならないかとは思いますが、拡大ができるよう検討してまいりたいと思っております。

○飯田敏勝委員 それから高齢者の方なのですが、現在プール使用料の助成事業ということでやっておられて、7割ということなのですが、これは堅持するということですね。

○岩本博隆スポーツ課長 今のプールも健康管理課の70%助成をいただいて、30%を使う方から、65歳以上の市民というふうに限られておりますけれども料金設定になっております。

新しいプールにつきましても、健康管理課の理解をいただいて同じ方向でやりたいというふうに考えております。

○飯田敏勝委員 実は高齢者の方というのは決して年だけでなく、高齢になりますと歩くのも大変だとか、それから上腕の使い方も肩が上がらないとか、さまざまな障がいというのですか、健常者と見られがちですけどだんだん機能が衰える、ある意味では障がいを持ったということからいうと、私は

そういう観点から、高齢者の方が今7割減免を健康管理のほうからなのですけど、そういうのはもっともって考えていくべきだと思うのですけれど、その辺の考えはありますか。

○岩本博隆スポーツ課長 今回の市民プールから健康という言葉が入りまして、当然今委員がおっしゃるように高齢の方につきましても利用いただきたいと。

さらにだんだんスポーツ科学というのが進んでおりまして、水を活用してのいろいろな防止、先ほど言いましたように四十肩、五十肩の防止ですとか、膝などが悪い方も浮力によっていい運動ができると、筋肉が水中でうまく使えるとかということが、一昔から比べたら相当な発展といいますか進化を遂げておりますので、高齢者の方についてもぜひ使っていただきたいという施設になっておりますし、そのような配慮をしての施設にもなっておりますので、今委員がおっしゃったとおり高齢者の方もターゲットといいますか、使っていただきたいという施設になっております。

○飯田敏勝委員 そういう方向は課長が言ったとおり大事であって、そういう方向を持って初めていろいろな道が開けるのでやってもらいたいと思います。

それと、先ほどから出ているいわゆる教育委員会の所管施設の使用料の減額または免除に関する基準というものが出ています。

障がい者の方の利用団体なり障がい者の方のほうからの要望も非常に多いことです。

実際、現在は5割減免です。

ただ、今言いましたとおり、障がい者の方は付き添いの方がいないと本人ひとりでは来られないという例も非常に多いのです。それでそこを言うと、付き添いがいて初めて成立するということなのです。

ここはもっとしっかりと認識してもらって、障がい者の方にプールを使っていただいて、健康増進だとか体力向上のほかに障がい者スポーツをやっていくということからすると、ここの減額または免除の基準をもっと上げるということが、今網走市としては試されていると思うのですけれど、これよりもっと減額するという考えはありますか。

○岩本博隆スポーツ課長 今委員がおっしゃったとおり、障がいのある方は5割、それから付き添いの方は障がい者1名に対して1名が5割という形で今はやっております。実績も、結構使われているとい

う形になっております。

付き添いの方につきましては、障がいのある方の安全を確保するということや、聞くところによりますとお母さんがある程度大きくなった息子さんを連れてきて、更衣室などもなかなか不備を感じているという声も聞いておりましたので、今回多目的更衣室ということで、今言った対象の方が一緒になって着替えられる更衣室も建設中であります。

今委員がおっしゃったように、そういう方にも御利用いただくということでそういう施設を設けていて、当然それらもターゲットであります。

付き添いの方の料金をということでありますが、安全を図るためにということでありますので、その辺はもう少し軽減できるかどうかということで、検討していきたいと思っております。

○飯田敏勝委員 検討するということですから、障がい者の方か、それとも付き添いの方、先ほどの懇談会でも障がいによっては付き添いが2名ないし3名いる障がいの方もいるということも含めて、そちらのほう現場をよく知ることなので、どちらかなれば一番いいのですけれど、それらも含めて、減額をもっと拡大していくという方向をやってもらいたいと思うのですけれど。

○岩本博隆スポーツ課長 先ほどお答えしましたように、安全を図るという部分もありますので、その辺については繰り返しになりますが、軽減できるように協議してまいりたいと思っております。

○飯田敏勝委員 そういう形で障がい者の方は、特にこれは教育委員会所管施設の使用料減額または免除に関するということで、市民会館から女性センター、総合体育館も入っていますので、その辺も含めてどういう形で検討するかということになると思うのですけれど、その辺はぜひともしっかりとやってもらいたいと思います。

実は先ほどの懇談会でもあったのですけれど、さまざまな要望の中で、基準の中で合宿なり専用利用の要望がありました。

特に施行規則の中で専用利用の承認要件ということで第5条に載っています。

第5条で指定管理者が専用を承認する場合、次の各号のいずれかに該当するものでなければならないということで、現在この場合、聞きますと指定管理者が承認するのですからここに載っていない3つ、例えば水泳競技大会または研修会もしくは講習会で利用するときは(1)になっています。

(2)で学校教育活動として利用するとき、(3)として前2号のほか指定管理者が特別に認めるときということで、実際に水泳の専用使用ということで、指定管理者がそれを受けたときに、なかなか教育委員会までいくときに時間がかかって大変だったということなので、要望としてはこの(1)(2)(3)のほかに練習で専用利用だとか、合宿でも水泳関係の合宿だとか、そういう方、そういうような団体も来るといいますし、部活練習で専用利用したいときにここの中に入れてもらいたいということなのですけれど、この辺はどういうふうに、今後施行規則をつくるときに考えていかなければならない課題だと思いますけれど、現状も踏まえてどう思いますか。

○岩本博隆スポーツ課長 ここに記載している以外の専用利用ということで、今委員のほうからは練習でも専用利用を認めたらいいではないかということなのですけれど、ことしにつきましても3月に優先的にコースを利用するサークルに集まっていただきまして調整会議を図りました。

新しくサークルなどができたところがなかなか思う時間に使用できないほど、たくさんのサークルに利用いただいております。

それは本当にいいことだと思いますし、これから通年のプールに向けてはそういうサークルにどんどん使っていただきたいというふうに思っております。

それだけ話し合いのもとに何曜日の何時からはどのサークルがこのコースと決めているところに、自分のところは練習やりたいからということで、そこに専用利用の名のもとにどんどんコースをとっていくと、調整会議そのものの意味というのがなくなろうかと思います。

そういう場合、そういうところに入ってくるということについては、かなり調整をしなければいけないというふうに思っております。

ただ、夏休み期間中の、例えば空いている時間帯だとか、今サークルとバッティングしないようなところというのは、この中では練習の専用というのはなかなか難しいのですが、それがもし合宿であったり、講習会等々のものの同様の判断ができるものというものについては、調整をしながら認める方向でいきたいなというふうに考えております。

○飯田敏勝委員 今の御答弁を聞きますと、結果的には調整会議というようなことがやられているとい

うことであれば、その辺はその該当する団体と調整会議を含めて専用利用ができるような状態であればそのような調整できるというようにも私は受け取ったのですけれど、そういう調整しながらそういうような専用利用ができる状態もあるということなのですか。

○岩本博隆スポーツ課長 一般の利用者の方も当然いらっしゃいます。

先ほどから言っているように、サークルの混んでいる時間帯というのがあります。

そこに何コースも利用となると、それも継続的にということになると、その整理というか、調整というのはしなければいけない。

先ほど言いましたとおりコースの数にもよりますが、この利用目的に合った形で専用したいということで、時間帯についてもある程度、一般の方々などもそんなに多くなく理解いただけるだろうという時間帯には、今言ったことも考慮して使っていただくような形で考えたいと思っております。

○飯田敏勝委員 条例を今やっているのですけれど、施行規則はその後に出てきます。

そういうことも含めて、施行規則の中で、今言った答弁と利用者の方の要望とは決して相反するものではないと思いますし、連絡調整なども含めてしっかりとその辺を専用利用の承認要件の中にどう表現していくのかということはあると思うのですけれど、そういう方向で今後取り進めるということですね。

○岩本博隆スポーツ課長 逆に一般の利用者からは、時間帯によってはサークルのコースの数が多くて、若干使いづらいかなという声も現場のほうに聞いたらあるようです。

それは今看板等でこのコースは今優先ですよ、ここはフリーでいいですよということでやっておりますけれど、当然先ほど言いましたけれど一般の方もないがしろにするわけにはいきませんので、時間帯など考慮して今言われたようなことを受け入れるように努力したいと考えております。

○平賀貴幸委員長 議論の途中ですが、ここで暫時休憩いたします。

午後 2 時 00 分休憩

午後 2 時 10 分再開

○平賀貴幸委員長 休憩前に引き続き再開をいたします。

質疑を続行いたします。

○近藤憲治委員 それでは幾つか質問をさせていただきたいと思います。

前回の委員会の中のやりとりでありました部分につきましては、部長の冒頭の答弁であったように、スポーツ基本法の理念については、この条例には直接は書かれていないのだけれどもその根底にはあるということで理解をさせていただきたいなというふうに思いますし、今後の運用の部分でしっかりと意識した運用を心がけていただきたいと思います。

それで幾つかこの中身についてお伺いをしたいと思います。

まず第 6 条の休館日のところであります。

休館日については毎週月曜日と年末年始というふうに書かれているのですけれども、他の地域のプールでは時々起こるようなのですが、メンテナンスのために突然長期休館になりますというようなケースがあって、健康づくりであったり競技の練習に支障が出るケースが時々あるというようなのですけれど、そういった長期の休館について、どういう想定がなされているのかというのをまずお伺いしたいと思います。

○岩本博隆スポーツ課長 施設のメンテナンスに当たっての休館ということですが、大きく分けて 2 つあります。

ボイラー検査というものがありまして、それはボイラーの資格を持った事業者が、常に計画を立てて向こうの指定日で行うということで、こちらで日にちを選べないというものについては、そちらにしたがって休館日にしてボイラーを点検するというのが 1 つであります。

あとは 1 日で終わる業務でありましたら、月曜日が休館日でありますので、休館日にそのようなメンテナンスを行うと。

まれに、何日かかかるものであれば事前に周知をして月曜日、火曜日なり、日曜日はできるだけやりたいというふうに思っていますので、月曜日、火曜日という形でやる場合もあるかと思います。

○近藤憲治委員 そこはできる限り休館日に当てるような形で、ふだん利用されている方に支障がないような運用を心がけていただきたいと思いますというふうに思います。

続きまして、先ほど飯田委員の質問の中でも少し触れられておりました専用利用の条項でございます。

現行の規則等も読ませていただいたのですけれど

ど、その承認要件が、水泳競技大会、研修会、講習会、学校教育活動と、あとは指定管理者が特別に認める場合というケースが記載されていますけれど、多分この条項についても、市民健康プールになってからもこういう書き方になるのかなというふうに思うのですが、現行の規則上はこの指定管理者が特別に認める場合というのは、具体的にどういうケースで運用しているのかということを伺いたいと思います。

○岩本博隆スポーツ課長 指定管理者が特別に認める場合の中身でありますけれど、研修会もしくは講習会というふうになっておりますけれど、それに類似するもので、先ほども少し飯田委員のところでも触れましたけれど、専用にあたって、指定管理者も、それから実際の利用者も、それからそれ以外の愛好者も、こういうものであれば専用にしてもいいと思われるようなものというものを想定しております。今まで具体的に何かあったかといったら、それについても研修会、講習会、大会、それから学校教育、まれに教育局が主催をする新任の先生方の安全訓練とか、それも研修会、講習会に当たるものと思いますので、今までの例としてはそのようなものはなかったというふうに認識しております。

○近藤憲治委員 この規則上は指定管理者が認める場合という書き方になっているのですけれども、先ほど利用団体の方々と懇談した際に出たお話でもありますし、またほかの利用者さんからも時々伺う話ではあるのですけれども、このケースを特別認めてくださいと指定管理者に申し出た場合に、それはちょっとここでは判断できないのでスポーツ課に聞いてほしいと。スポーツ課に聞くといやいやそれは現場で判断しているので現場に聞いてくださいと、ぐるぐる回って結局結論が出るのに時間がかかるというようなケースも間々あるというふうに伺っているのですけれども、それはたくさんの主体がかかわっている中では時々起こり得る話だとは思っているのですけれども、新しく市民健康プールにする上ではそのあたりの窓口を一本化するなり、判断するポジションを一本化するなり、使っている側からもわかりやすいような仕組みづくりに心がけたほうがいいのかなというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○岩本博隆スポーツ課長 専用利用等でなかなか指定管理者が判断できないということにつきましては、スポーツ課のほうで相談を受けることがあります。それをまたプールのほうに、現場のほうに戻

すということは私の今まで認識の中にはないです。

少なくとも、ちょっと時間をいただいて両方で協議をして答えを出しますよという形でありまして、俗に言うたらい回しをしたということは一度もないというふうに私は記憶しております。

今委員がおっしゃいましたそういうものの窓口ということですが、あくまでも指定管理者のほうにその辺を一元化すると。

ただ、先ほど言ったようになかなか判断がつかないものというのは、スポーツ課のほうもタッチをして、決してはねのけることなく、もしだめだったらだめな理由というのをきちんと御説明をして、対応したいというふうに考えております。

○近藤憲治委員 先ほどから飯田委員の議論等も含めて伺っていると、やはり積極的に使っていただくという前提の中で、当然プールは限られた施設ですから、それをいかにそれぞれの団体の目的に合った形でバランスよく使ってもらうかというところが、一番重要なところだというふうに思います。

そういった点で、この条例案そのものについての質疑というよりは、この間のプールのプロセスを見ながら私の受けとめとしてあるのは、利用されている団体、または利用者、さまざまな方がいらっしゃって、健康増進目的の方もいらっしゃれば、競技力をもっともっと向上させていきたいという方もいれば、初心者なので練習をこつこつしたいという方もいらっしゃるという、本当に多様な方が利用されているのがプールです。多分さらにその多様さがこの市民健康プールになることで広がるということが想定されます。

やはりそういった際によくありがちな議論なのですが、利用調整にあたって、先ほどの議論の中でもありましたけれど、利用調整を図って利用者同士がお互い譲り合う、バランスをとり合う中でうまく使っていただくというのが、私もいい形だというふうに思っています。

それはもう既に今のプールでもなされているという御答弁だったので、そういう点ではスポーツ課だけではなくて、水泳協会にも利用調整機能をしっかり果たしていただきたいというふうに私は思っているのです。

これはここで教育委員会に質問してもなかなか答弁しづらい話ではあると思うのですが、やはりその水泳協会の中にさまざまな団体が加盟をして、プールを使って、それぞれ目的を達成しようとして

いるわけですから、その利用調整機能を水泳協会にも果たしていただけるような流れを各利用者、利用団体で持っていただけることが望ましいのかなというふうに私思っています。

そういう点でいうと、やはり教育委員会の側も、例えば一利用者よりも利用団体、利用団体よりも水泳協会という形で、より多くの人が集まっているところのほうが公益性が高い要望を持ってくるという前提に多分立たれていると思うので、そういう意味では意見集約が積極的になされた案件については、丁寧に対応していくというお考えをお持ちであるということですのでよろしいですね。

○岩本博隆スポーツ課長 おっしゃるとおりで、今まで建設に当たりまして、協会からの意見というのも随分、全部が全部ではありませんがかなり取り入れた形で建設に入っておりますし、今までも協会には随分お世話になって、いろいろなことできちんとした答えなり対応というのをさせていただいております。

今後につきましても、調整会議の中には協会に属さない方というかサークルもありますので、ただ、協会がいろいろな意味でリーダーシップをとっていただけるというのが今までの実績でもありますので、そこを十分頼りにした中で、今後も進めていきたいというふうに考えております。

○近藤憲治委員 その辺りは今後の具体的な動きの中でまたいろいろと議論させていただきたいと思います。

あと最後ですけれども、市民健康プールなので当然網走市民の利用が前提になっているかと思うのですが、一方で他地域から通年化されることによって網走のプールを積極的に使いたいというケースが今後想定されるかと思うのですけれども、そういった他の町から来られた方々というのは、利用の際にはどういう位置づけになっているのかというのを確認したいと思います。

○岩本博隆スポーツ課長 個人利用につきましては、特に制約はないと。

ただ、先ほど何回か触れました土曜日の子どもの無料開放という部分は、市民限定で行っております。

さらに、高齢者の助成事業は70%と先ほども言いましたが、これも当然市民に限ったことであります。

聞こえてくる中では、近隣の町でサークルがある

と、そのサークルの優先的なコース利用についてという声も聞こえてきますが、何回か申しましたとおり時間帯によっては地元の市民でさえ好きな時間がとれないということになっておりまして、さらにそこに市民以外の方が入ってくるとなるとなおさら混雑をするということですので、今のところそういうところを一緒にということは考えられないのですけれど、今回通年ということで冬場があります。

どうしても冬場の一般の利用というのは、薄くなるのかなという予想も一部しております。

そういう実態を踏まえて、そういうせっかく使っていただけるという希望があるのであれば、条件つきで利用もいただけるのかなと、その辺も検討してまいりたいなというふうに考えております。

○近藤憲治委員 以上です。

○平賀貴幸委員長 次。

○高橋政行委員 私から、今まで聞いていた中から感じたことなのですが、答弁はいりません。

一般市民が自分の使いたいときに行ったときに使えないというようなことがないように、皆さんができるだけ公平に、絶対公平というわけにはまいりませんかもしれませんが、公平に使っていただけるように努力していただきたいと思います。

以上です。

○平賀貴幸委員長 ほか。

○井戸達也副委員長 公共施設という部分で、私は今回一般質問でもさせていただいたのですが、公共施設の今後のあり方ということで、さまざまな人口減少等と合わせて、今後も問題が発生してくるだろうという部分では、これはまた市民健康プールということで非常に期待が高まっている部分と、市民の皆さんに喜んでいただける施設になろうかというふうに思っておりますけれど、心配というかそういった部分で長いスパンで物事を考えるということが一つまず大切なことだということと、今回種々議論を見させていただいた中で、施行規則を示した中で並行した議論が理想だったのだろうなというふうに考えております。

今現時点のものでは曖昧な点が幾つかあって、利用者の混乱を招いている部分があると、よく言えば柔軟であるという部分もありますけれど、詳細が不十分であるためにその場の判断が非常に重要になってくるという部分でありまして、決して偏った考え方ではなく、幅広い市民にとって健康増進とスポーツ振興の大きな役割を担う施設であるように、スポ

ーツ基本法の考えに基づいたしっかりとした方向で運営されることを期待いたします。

○平賀貴幸委員長 ほか。

○飯田敏勝委員 若干積み残しがありますので。

通年ですから冬期間を初めて迎えます。

その場合に、先ほど出ました年間の利用者が冬期間は減るのではないかなというような予想もされますし、逆にふえるのではないかなということもあります。

その辺の見込みと冬期間、仮に利用者が減った場合の対策というのですか、おそらく考えていると思うのですけれども、どのような考えをお持ちですか。

○岩本博隆スポーツ課長 今冬はやっていないということで、今年は10月で終わりなのですけれども、昨年の11月、それから過去3年間の11月の平均をとりました。

昼間の一般の利用者は、1時から5時までなのですけれども1日当たり4.2名です。

5時までのクラブ利用者というのが47.5名であります。

5時以降の一般利用者が20.5名、クラブ利用者が15.5名ということで、これをベースに冬にやった場合に、冬の間の12月から3月までというのが今までどおりやれば8,000人ほどの利用があるだろうということをもとにベースに考えております。

ただ、ここからソフト事業から一般の利用者がふえたりということで、これよりも10数%多く利用があるのではないかなというふうに見込んでおります。

○飯田敏勝委員 結果的にはふえるということだと思います。

それで先ほどもいろいろ議論したのですけれども、大学生の利用というのが、水泳サークルのほかに農大の野球部とかさまざまなスポーツのクラブがあります。

これが計画どおりいかないと、しっかりとその辺の対策も立てていかなければならないということがあろうと思いますけれども、8,000人プラスアルファが達成されない場合は、その辺も考えていかなければならないと思うのですけれども、いかがですか。

○岩本博隆スポーツ課長 今おっしゃったのは、冬場の人数が少なくなったときに、大学生など特別な料金を設けて利用増を図らなければならないかという御質問だったのでしょうか。

○飯田敏勝委員 そうです。

○岩本博隆スポーツ課長 料金を先ほど言いましたように、大学生についてはプールだけではなくてスポーツ課所管している施設、さらには先ほど申しましたけれど市全体の料金というのが一般という形になっておりますので、プールだけを大学生用という形はなかなか難しいと思うのですが、先ほどから何回か申しましたとおり、空いているということに対して何かコースを御提供できるとか、当然一般の方に御迷惑が掛からない程度にということなどで、中身のほうで充実する形で御提供できればなというふうに思っております。

○飯田敏勝委員 なかなか急にはいかないということなのですけれども、今後考えて、初めの冬期に当たっては、当然さまざまな課題が出てくるのですけれども、課題に当たったときにやはり知恵をもっともって絞るべきだと思います。

先ほども利用団体というかクラブの方から出ていたのですけれども、高齢者の方が冬場になると非常に冬道なので滑ってなかなか出にくいと。これは当然あるのですけれども、バス停が今あります。バス停の位置が、高齢者のために冬場は近くに変更できるものかどうか。高齢者の方はどうしても滑るということに対して出たがらないと。

それともう一つは、プールに入った後に冷えるので早く帰りたいということで、あとは待合所に風に当たらないような、そのような工夫というのですか、そんなのが当然いろいろと希望としては出てくると思うのですけれども、そこまでは考えているのかどうか。

あと、今後要望がどうなのかということを含めてお願いします。

○岩本博隆スポーツ課長 バス停というのは当然民間がやられていることですので、バス停の何か器といいますか、そういうものをつくるとかというのは、私が今返事ができるものではないかと思えます。

冬場につきましては、プールの中は当然暖かくて、それから採暖をとれるものというのも今回ジャグジーと採暖室というものがあるのですけれども、経験上寒いときにずっと外にいてバス停で数分待っているというのも、かなりいろいろな条件が、そういう風除けのものがあってもかなり厳しくてダメージがあるかと思っておりますので、せっかく健康のために来られているということもありますので、できるだけ家族の方などの御協力を得て、横づけまで

は言わないのですが、駐車場で寒さを感じない程度の時間で帰っていただけるのが一番なのかなというふうに思っております。

○飯田敏勝委員 できるならば、道路ができるものですからあそこに信号ができてぐるっと回るなどという、民間の会社の方が何便かはぐるっとプールのほうを回るという方法もないわけではないと思うのです。

あらゆる可能性というのですか、なかなか迎えに来る、送り迎えというのも大変で、自分で行きたいという方もいましょうし、車もないという方、冬から運転しないという方がいて公共機関を利用するという方もいるので、一つの課題としてその辺のさまざまな方法を考えたらいいのではないかなと思うのですけれど、いかがですか。

○岩本博隆スポーツ課長 先ほど申しましたように、民間の部分、さらにバスは迂回をしなくてははいけないと。

駐車場がありますけれど、当然車もとまったりしていてその辺のことが解決できるかどうかというのもありますので、課題ということにさせていただきたいと思います。

○飯田敏勝委員 総合体育館では少年団の指導者の関係で、いわゆる何名か入場して、そういうような制度があるのですけれど、それはどういうことになっていますか。

○岩本博隆スポーツ課長 指導者の減免でありますけれど、何個か条件があります。

1つは、その受講する人たちをある程度公に募集をしていることと、例えば自分の友達の子どもばかりとかというのではなくてある程度募集をしていることと、それから定期的に活動をしていることと、それから講師謝礼を受け取っていないことということがベースになって、その活動のときだけ指導者は入館料をいただかないで指導していただくという形になっております。

それはプールにつきましても、体育館につきましても同じ考えであります。

○飯田敏勝委員 体育館の場合とプールの場合となかなか違うのですけれど、それらの現在のやり方の拡大というようなことも今後出てくると思いますけれども、今の課長が言った現在の縛りを緩和するなどという方向も出てくるかもしれないですけれども、そういう方向になったときには対処を考えるかどうかということになると思うのですけれど、その

辺の考えはいかがですか。

○岩本博隆スポーツ課長 今までもこれを始めたのが平成13年から行って10数年たっているわけですが、指導者を今の条件で免除にするといいながらも、人によっては指導者のほうが拡大解釈をして、ほかの利用者からあれはそのことに沿っていないだろうと、自分の子どもと隣の子を教えて指導者免除ということも実際クレームがついた場合もあります。

せっかく指導される方が意欲を持ってやっていたきたいという趣旨のもとでやっているものですから、拡大といったらどこを拡大するかというのがあるのですけれども、その拡大の内容がどなたが見ても、無料で入っていただく、減免で入っていただくに値するということであれば、そこは考えていきたいというふうに思っております。

○飯田敏勝委員 今言ったとおり、減免に値する活動というのはそれなりの範疇で評価されるべきであって、その辺はしっかりと現状を考えて、拡大するとはいっても趣旨に沿った中でしっかりと考えて。

それは当然のことですし、他人から後ろ指を指されるようなやり方というのはあってならないことですから、そこら辺はしっかりと基準を守って、なおかつその中でもっともっと指導者が活動できるような内容にもってってもらいたいと私は思うのですがどうでしょうか。

○岩本博隆スポーツ課長 おっしゃるとおりで、指導されている方というのは自分の時間を割いて本当に熱心に指導をされております。

今言った基準をしっかりと守るなり、どなたが見てもそれに値すると、繰り返しになりますが、そういう方に対しては今後もそういう支援をしていきたいというふうに考えております。

○飯田敏勝委員 さまざま議論してきました。

私はまだまだプールを利用している方の一部の方しか、指導だとか利用している方しか伺っておりません。

ましてやプールを利用しない方からは、当然あれだけの施設を持って維持管理は大変だなという率直な感想もいただいていますし、そういうことからするとそういう人方の意見も踏まえてもっともっと議論したいと思いますが、この条例そのものがなぜこういう形で出てきたかという、それには理由がありまして、指定管理者の公募というようなことがあると思いますけれど、そういうことからすると

なかなかゆっくりできないという部面はわかります。

そういう意味からもきょうの議論した中身は今後に生かすと。私も、プールの建設のときからこの市民健康プールが本当に市民のため、利用者を主体にしたということで議論をしています。

やはりそれに応えなければならないのは議会であって、また行政だと思います。

1回の議論ではなかなか今かみ合わなくて、若干の前進もありました。さまざまな障がい者の方とか、中学生だとかさまざまな面での前進はあったのですが、決してそれに私もなり利用者も満足することはないと思いますけれど、やはりベースとしては利用者主体ならこの市民健康プールを今後発展させていくためには、やはりもっともっとよくしていくこと、よくしていくというのは実際条例はこうであっても今後さまざまな管理運営していく中、それから事業を展開していく中で、不都合な点だとか利用者が主体とならないような面があれば、やはりそこは議会としてもしっかりと議論していきたいし、理事者もそれに応えてもらいたいと思います。

決して満足はしていませんけれど、建設段階から何とか健康プールはしっかりしたものにさせて、運営ももっともっとしっかりしたものにしていかなければならないという立場から、決して満足はしないし、今後も議論するという立場、それから直していくという立場でこの条例を今後の発展に生かすということで、私は一応通すという基本的な立場を持ちながらいいものをつくっていきたいということで、きょうはきょうの議論、先ほど井戸副委員長も言ったのですが、条例の施行規則なりそういう中でまだまだ改善できる点もありますし、基準の中でも改善できる点もあるからそういう方向をしっかりと持った中で、進んでいきたいというふうに思います。

○平賀貴幸委員長 よろしいですか。

それでは確認をさせていただきますが、この議案第10号網走市民健康プール条例制定については、全会一致をもって原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定をさせていただきます。

んから何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

理事者のほうからは。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

それでは以上で総務文教委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後2時41分閉会

○平賀貴幸委員長 次、その他ですが、委員の皆さま